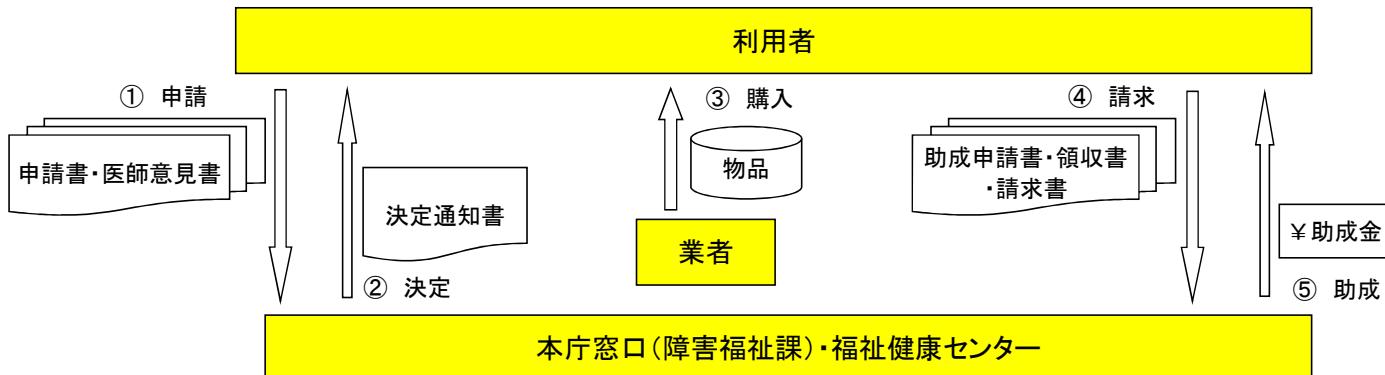


## 日常生活用具の手続き（償還払い）の流れ

パルスオキシメーターの消耗品や重度知的障害児用紙おむつは、その他の日常生活用具と異なり償還払い（立て替え払い）となります。手続きは以下のとおりです。

### 【パルスオキシメーターの消耗品、重度知的障害児用紙おむつ（償還払い）】



①申請	「日常生活用具給付申請書」（別紙1）と「日常生活用具支給意見書（医師意見書）」を窓口へ提出します。 ※毎年、税の年度が変わる時期（7月1日に変わるため、6月中）に更新申請が必要です。	「医師意見書」には以下の記載をお願いします。 ○パルオキシメーターの消耗品 ・パルスオキシメーターの必要性 ・呼吸機能1級でない場合、気管切開の有無 ○重度知的障害児用紙おむつ ・排便排尿の意思表示が困難かどうか														
	確認の上、対象者と決定した場合は、申請からおおむね2週間後に決定通知書を郵送します。															
	決定通知が届きましたら、対象物品を購入します（決定日前に購入した物は対象外となります）。 領収書の宛先はご本人（児童の場合は保護者）名にし、また、物品名と対象者名（〇〇様分）が分かるように記載してもらってください。															
	下記の期間ごとに、手続きが必要です。以下の書類を窓口へお持ち下さい。 ・領収書 ・決定通知書 ・振込通帳（ゆうちょ銀行を除く） ・印鑑 ・日常生活用具助成金支給申請書（別紙2・窓口にもあります） ・請求書（別紙3・窓口にもあります）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期別</th> <th>償還払い対象用具購入期間</th> <th>助成申請書提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>4月から6月まで</td> <td>6月末日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>7月から9月まで</td> <td>9月末日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>10月から12月まで</td> <td>12月末日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>1月から3月まで</td> <td>3月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>提出期限を過ぎた領収書は対象外となります（EX.7月以降に6月分の領収書を提出する等）。 また、対象期間の領収書は1回にまとめて提出して下さい（EX. 第1期の助成申請をした後に、追加で6月の領収書を提出する等）。</p>	期別	償還払い対象用具購入期間	助成申請書提出期限	第1期	4月から6月まで	6月末日	第2期	7月から9月まで	9月末日	第3期	10月から12月まで	12月末日	第4期	1月から3月まで	3月末日
期別	償還払い対象用具購入期間	助成申請書提出期限														
第1期	4月から6月まで	6月末日														
第2期	7月から9月まで	9月末日														
第3期	10月から12月まで	12月末日														
第4期	1月から3月まで	3月末日														
⑤助成	指定口座へ助成金を振り込みます。振込は申請書提出期限のおおむね1ヶ月後です。															

### 【参考：一般的な給付物品の手続き】

